

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部開発調整課 No.002

処 分 名	開発事業者の違反是正命令
処 分 の 概 要	特定開発事業及び一般開発事業並びに小規模開発事業に伴う諸手続に関して勧告に従わない場合等は、工事その他の行為を停止し、又は相当な期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命じます。
根拠条例等・条項	春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第63条第1項、第2項 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則（平成24年規則第70号）第72条
処 分 基 準	<p>市長は、事業者が春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第62条第1項の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。</p> <p>また、市長は事業者が偽りその他の不正な手段により、下記のいずれかに該当するときは、工事その他の行為を停止し、又は相当な期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○一般開発事業協議書を締結したとき</li><li>○一般開発事業工事検査済証の交付を受けたとき</li><li>○小規模開発事業確認書の交付を受けたとき</li></ul> <p>なお、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第62条第2項の「この条例の規定に違反している者に対し、この条例の遵守に必要な事項」については、個々の事案ごとに個別具体的な判断を要することから、具体的な基準を定めることができません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例

第63条 市長は、事業者が前条第1項各号の規定による勧告に従わない場合は、工事その他の行為を停止し、又は相当な期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、事業者が偽りその他の不正な手段により、協議書を締結し、又は確認書若しくは検査済証の交付を受けた場合は、工事その他の行為を停止し、又は相当な期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

■春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則

第72条 条例第63条の規定による命令は、命令書（様式第64号）によるものとする。